

徳島県告示第300号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定に基づき、次の土地改良施設に係る管理規程を認可したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

令和8年6月5日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 1 土地改良区の名称
那賀川土地改良区
- 2 土地改良施設の名称
那賀川統合堰（那賀川南岸堰）
- 3 管理規程の名称
那賀川統合堰（南岸堰）管理規程
- 4 管理規程の概要
 - (1) 取水に関する事項
 - (2) 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項
 - (3) 緊急事態における措置に関する事項
 - (4) その他施設の管理に関し必要な事項
- 5 認可年月日
令和8年5月12日